

トルコの繊維・繊維製品輸入制限

(パネル報告 WT/DS34/R, 提出日: 1999 年 5 月 31 日 採択日: 1999 年 11 月 19 日)

(上級委員会報告 WT/DS34/AB/R, 提出日: 1999 年 10 月 22 日 採択日: 1999 年 11 月 19 日)

【はじめに】

本件は、パネル及び上級委員会が関税同盟と WTO の関係について踏み込んだ検討を行い、1994 年のガット 24 条を解釈した事例として注目される。本件では実際にはトルコ・EC 間の地域貿易協定が問題とされたにもかかわらず、インドがトルコのみを相手取って申立てを行ったために、手続的に EC が当事国とされていないことの是非が争われた点も興味深い。

【事実の概要】

1963 年にトルコと EC は、両者間の連携関係の基礎をなすアンカラ協定を締結した。1995 年 3 月には、トルコ・EC 連携理事会が決定 1/95 号を採択した。それはトルコ・EC 間の関税同盟の最終段階の実施に関する規則を定めており、12 条 2 項で「ガット 24 条の要件に従い、トルコは、繊維及び繊維製品部門において共同体と実質的に同一の通商政策……をとる」と規定した。

EC は、1974 年の繊維製品国際貿易取極 (MFA) に従い、繊維製品の輸入制限を行っていた。他方でトルコは、1995 年に繊維協定が発効するまでは、繊維製品に対して輸入数量制限を行っていなかった。しかしトルコは、決定 1/95 号を実施するために、トルコと合意に達しなかった国において生産された繊維製品に対して数量制限を導入することにした。こうしてトルコは、1996 年 1 月 1 日から、19 種のインド製繊維及び繊維製品に対して数量制限を実施した。

【WTO における手続】

インドは、1996 年 1 月からトルコが課したインド製繊維製品に対する一方的な数量制限に関して、同年 3 月にトルコに協議を要請した。しかし、EC が協議に参加すべきかについてインドとトルコの見解が分かれたために、協議は行われなかった。1998 年 2 月にイン

ドはパネルの設置を要請し、3月に紛争解決機関はパネルの設置を決定した。6月にパネルは、以下のメンバーで組織された。アームストロング大使（委員長）、ヴァセツチャ博士、ヒューデック教授（後に健康上の理由で辞任し、ヒューマン氏と交替）。香港、日本、フィリピン、タイ、アメリカが、第三国としてパネル手続に参加した。パネルは1998年9月に手続問題に関して当事国と会合をもち、先決的決定を下した。本案に関する当事国との会合は同年10月及び11月に行われた。パネルの最終報告は、1999年5月に加盟国に送付された。同年7月にトルコは上訴の意思を表明した。上級委員会は9月に口頭審理を行い、10月に報告を加盟国に送付した。そして、上級委員会の報告及びそれによって修正されたパネル報告が、1999年11月に紛争解決機関によって採択された。

【パネル報告の要旨】

1. 先決的決定

（1）第1にトルコは、インドによるパネル設置要請は十分に明確でない、と主張した。しかし、「問題とされた措置は、公布の場所及び日付によって特定されていないが、その形態（すなわち数量制限）、発効日（1996年1月1日）、及び対象産品（繊維及び繊維製品……）によって具体的に示されている。」「当パネルの見解では、インドのパネル設置要請は、特定性に関する最低限の要件をみたしている。」（9.3）

（2）第2にトルコは、当該措置はトルコとECの間の地域貿易協定に従ってとられたものであり、ECも紛争当事者にされるべきであったにもかかわらず、トルコのみに対して申立てが向けられているので、パネルはインドの申立てを却下すべきである、と主張した。ECは本件に第三国としても参加しなかった。「紛争解決了解に関連規定がない以上、国際慣行に照らして、またこの点に関するECの立場に留意して、当パネルは、われわれにはWTOの加盟国を第三国として又は他の資格でパネル手続に参加させる権限はないと考える。」「このような状況の下で、トルコが課した措置に対しインドがパネル手続を開始することを妨げる規定は紛争解決了解にはない。」（9.5）

（3）第3にトルコは、インドは問題を紛争解決機関に付託する前に、繊維協定に基づく特別の紛争解決手続を尽くさなければならなかった、と主張した。「トルコの措置はECとの関税同盟の関連でとられたものであり、したがって1994年のガット24条によって認め

られたものである、というトルコの主張をパネルがどう評価するかは本件はかかっている。当パネルは、それは繊維監視機関の問題ではないと考える。繊維監視機関の任務は、……繊維協定の下でとられた措置、及び同措置と協定との適合性の検討に限られているからである。」(9.16)

(4) 第4にトルコは、インドはガット 22 条が求める協議を十分に尽くさなかった、と主張した。本件において、トルコはE Cが参加しない形での協議に反対したために、当事国は協議を行わなかった。しかし、「[協議要件]」に関してパネルがもつ唯一の任務は、協議が適切に要請されたこと、申立国が被申立国と協議しようとしていたこと、及び申立国がパネルの設置を要請する前に 60 日の期限が徒過していたことを確認することだけである。インドはこれらの手続要件をみたしていた。したがって、トルコの主張は受け入れられない。」(9.24)

2. 問題の措置

「トルコは、当該数量制限はE Cとの関税同盟を実施した結果生じたものだから、それについてトルコだけの責任を問うことはできない、と主張した。トルコによれば、インドは、他の主体（トルコ・E C関税同盟、又はE C）がとった措置について、トルコを相手に申立てを行ったものである。」(9.33)

しかし、「E Cも問題の 19 品目についてインドからの輸入に制限を課しているが、E Cの制限は、E C理事会が 1993 年 10 月 12 日に採択したE E C理事会規則 3030/93 号に従うものである。この規則はE Cの関税地域にしか適用されない。……したがって、問題の措置をE Cの措置とみなすことはできない。」(9.39)

「常設国際司法裁判所によれば、関税同盟（その他の法主体）が構成国とは別の法人格をもつかは、当該関税同盟を設立した条約及び関連する状況の検討に基づいて評価されなければならない。……トルコ・E C関税同盟協定は、関税同盟地域に適用される法令や規則を制定する権限をもつ立法機関をもたない。」トルコ・E C関税同盟は構成国と別の法人格をもたず、問題の措置はトルコ・E C関税同盟それ自体の措置とみなすことはできない。(9.40)

「当パネルは、本件で問題とされている措置は、トルコ政府が……インドから輸入された 19 種の繊維及び繊維製品に対して 1996 年、1997 年、及び 1998 年にとった数量制限で

あると結論する。当該措置が関税同盟に関連してとられたものだとしても、トルコは当該措置をトルコの領域のみに適用するために実施し、適用し、監視している。したがって、それらはトルコの措置である。」(9.44)

3. 紛争の範囲

トルコは、パネルは、地域貿易協定の締結に関連してとられた措置の WTO 適合性の評価を、当該地域貿易協定とガット 24 条との全体的適合性の評価とは別に、それと離れて行うことはできない、と主張する。しかし「パネルは、WTO 加盟国がとったいかなる措置についても、その WTO 適合性の評価をいつでも行うことができる。関税同盟を組織した際にとられた措置を問題にする加盟国の権利を停止したり条件づけたりするものは、紛争解決了解、24 条、又は 24 条に関する 1994 年のガット了解のどこにもない。」(9.51)「関税同盟のガット・WTO 適合性に関する問題は、一般的には地域貿易協定委員会の問題である。」(9.52)「関税同盟（又は自由貿易地域）それ自体は、論理的には、紛争解決了解の下で異議を申し立てられる『措置』ではないともいえる。」(9.53)「いずれにしても、パネルが関税同盟の全体的適合性を評価する権限をもつか否かという問題は、本件では決定する必要はない。当パネルは、……訴訟経済の原則を認識して、この結論に達する。」(9.54)

4. ガット 11 条及び 13 条、並びに繊維協定 2 条 4 項

「インドは、トルコの措置はガット 11 条及び 13 条並びに繊維協定 2 条 4 項に反する、と主張した。トルコは、ガット 24 条に基づく権利がガット 11 条及び 13 条並びに繊維協定 2 条 4 項に含まれる義務に優先する、と主張した。」(9.60)

「当該措置は、……輸入に数量制限を課すものであり、インドにしか適用されない。差別的な制限が課されたというインドの主張に対してトルコが(ガット 24 条に基づく抗弁以外に) 反論を行わなかったことにかんがみて、インドはガット 11 条及び 13 条違反の一応の立証を行ったと考える。」(9.66)

「インドは、問題の措置は繊維協定が認めていない新たな措置であり、『新たな制限』の導入を禁じる」繊維協定 2 条 4 項に反すると主張した。トルコは、トルコと EC が関税同盟を組織した時に EC が同様の制限を維持していたので、当該措置は新たな措置ではない、と主張した。」(9.67)

「トルコは 1995 年 1 月 1 日には変更可能な制限を何ら保持していなかったもので、そのよ

うな輸入制限は、繊維協定の意味においては当然トルコにとって『新たな』制限である。……E Cが同様の措置を維持していたので当該措置は新たな措置ではない、というトルコの主張は受け入れられない。」(9. 78)

「したがって、問題の措置は、24 条によって正当化されない限り、ガット 11 条及び 13 条に反し、繊維協定 2 条 4 項にも当然反することになる。」(9. 86)

5. ガット 24 条に基づくトルコの抗弁

「トルコは、24 条の 5 項ないし 9 項は、地域貿易協定締結時の WTO 加盟国の権利義務に関する特別法を構成する、と主張する。いいかえれば、……インドが問題にした措置の WTO 適合性は、トルコ・E C 関税同盟（当該措置はその不可分の一部である）の WTO 適合性にかかるのであり、同関税同盟と同措置の WTO 適合性は、24 条 5 項ないし 9 項の規定のみに照らして決定されなければならない、他のガット規定に照らして決定されるべきではない。」(9. 88)

「トルコの主張を検討するために、第 1 に、WTO 紛争処理手続において適用される基本的解釈原則を想起する。第 2 に、24 条の規定を一般的に検討する。第 3 に、24 条 5 項の意味を考察し、最後に、インドの請求に対するトルコの抗弁の中心をなす 24 条 8 項の意味を考察する。」(9. 90)

(1) 一般的解釈原則

「一般的な原則として、WTO の義務は累積的なものであり、加盟国は、義務相互の間に正式の『抵触』がない限りは、すべての義務を常に遵守しなければならない。」(9. 92)

(2) ガット 24 条の概観

「貿易の自由を増大させる手段として、24 条は、一定の条件をみたすことを条件として、WTO 加盟国間の関税同盟及び自由貿易地域を望ましいものと認めている。」(9. 98)「しかし、地域貿易協定に対するこの肯定的な評価には条件がつけられている。」(9. 101)

「24 条 5 項の冒頭の『よって』という言葉は、地域貿易協定を締結する条件付きの権利が、4 項で定められた範囲内で理解され解釈されなければならないことを示している。…
…こうして、地域貿易協定の目的は、『構成領域間の貿易を容易にすることにあり、そのような領域と他の締約国との間に貿易に対する障害を引き上げることにはない』(下線追加)

のである。さらに、5 項（その但書）、6 項、及び特に 8 項は、当該協定がみたさなければならぬ要件を含んでいる。」(9. 105)

(3) 24 条 5 項(a)

「トルコは、24 条 5 項(a)は、関税同盟完成後に完成前と比べて関税の全般的水準がより高度でなく、かつ、その他の通商規則がより制限的でないことを条件として、関税同盟完成時に第三国との貿易に制限的な通商規則を導入することを許すと解すべきである、と主張した。」(9. 109)「さらにトルコは、24 条 5 項が想定する適用除外は、特定のガット規則に限られず、関税同盟の組織を可能にするために適用除外が必要な限りですべてのガット規則に及ぶ、と主張した。」(9. 112)「トルコによれば、24 条 6 項が関税率の引き上げにしか言及していないからといって、関税同盟の共通通商規則の一環としての制限的措置の導入を禁止することを 24 条 5 項(a)が意図していたと推論することはできない。トルコによれば、そのような解釈は、……関税同盟のガット適合性に関する基準を定める 24 条 5 項(a)と相入れない。」(9. 115)

「当パネルは、適用されていた関税に基づく関税の全般的な水準の全体的な評価の要件は、5 条(a)の下での評価の経済的性質を明らかに示していると考える。」(9. 118)「24 条 5 項(a)は、……関税同盟が 24 条に適合するかを評価する『経済的』基準を定めている。」(9. 120)「24 条 5 項(a)の文言は、関税同盟を組織するに当たって、ある措置が採用されるかに関する指示を含んでいない。……24 条 5 項の規定は、貿易に対する障害を引き上げることが禁じる 24 条 4 項に照らして、また、それと適合するように解釈すべきものと解される。したがって、ガット協定又は WTO 協定に適合しない数量制限を導入する法的根拠を 24 条 5 項(a)に見出すことはできない。5 項の文言は、関税同盟を形成する WTO 加盟国がガット 11 条及び 13 条又は繊維協定 2 条 4 項に含まれる禁止から逸脱することを許容するものではない。5 項(a)は、(たとえ WTO に適合しない措置がない場合であっても)、全体として、関税同盟組織前の構成国の貿易より制限的な関税同盟を組織することを禁止するものと解される。」(9. 134)

(4) 24 条 8 項

「トルコは、24 条 8 項(a) (ii)は第三国に同一の通商規則を適用することを求めており、通商規則という語は数量制限を含むと解されてきたので、同項はトルコが第三国に E C が

適用してきた輸入制限を適用することを要求する、と主張した。」(9. 135)

「当パネルは、トルコは以下の2つの異なる義務に言及していると理解する。第1は、24条8項(a)(ii)に適合した関税同盟を組織するためにECの対外繊維政策を採用するという義務であり、第2は、ECとの関税同盟協定において定められたECの政策を採用するという義務である。」(9. 140)

「まず初めに、当パネルは、8項(a)(ii)が、関税同盟の加盟国が非構成国との関係においてガットの規則に違反することを明示的には認めていないことに留意する。そのような結果を黙示的にも求めていない。8項(a)(ii)で用いられた基準は『[関税]同盟の各構成国が、実質的に同一の関税その他の通商規則を……適用する』というものである、同項は共通通商政策の採用に当たり柔軟性を認めている。」(9. 148)「[8項(a)(i)及び8項(a)(ii)]で用いられた文言の通常の意味によれば、両者の間には接近方法の違いがある。前者は関税同盟構成国間の域内貿易の自由化への努力であり、そこにおいては(制限的通商規則として)一定の数量制限を維持することが明示的に許されている(8項(a)(i)参照)。そして、後者は構成国それぞれの第三国との対外政策であり、そこにおいては8項(a)(ii)は数量制限の維持に関する具体的な容認を何ら含んでいない。」(9. 150)「一般原則として、第三国との貿易に関して構成国が同一の効果をもつ『同等の』通商規制を有する状況は、一般には、8条(a)(ii)項の要件の質的側面をみたすであろう。」(9. 151)「24条8項(a)(ii)は、関税同盟の組織に伴ってWTOに適合しない輸入制限を……導入することができるかという問題に関係しない。当パネルは、24条8項(a)(ii)は、関税同盟を組織する加盟国がガット11条及び13条又は繊維協定2条4項の規定に違反することを許容するものではないと考える。」(9. 154)

「トルコは、また、ECとの関税同盟協定の文言によって、繊維及び繊維製品部門におけるWTO適合的なECの輸入制限を採用することを『義務づけ』られている、と主張した。しかし、当パネルの見解では、EC・トルコ協定のような2加盟国間の二国間協定は、問題とされている措置の法的性質やガット・WTOの関連規定の適用可能性を変えるものではない。」(9. 178)「仮にトルコ・EC間の関税同盟協定がすべてのECの貿易政策を採用することを要求するものとしても(その問題に当パネルは答える必要がないが)、そのような要求があるからといってトルコはWTO協定上の義務から免除されるものではない。」(9. 182)

(5) 結論

「以上の理由で、トルコがE Cと関税同盟を組織する際に、ガット 11 条及び 13 条並びに繊維協定 2 条 4 項に反して 19 種の繊維及び繊維製品に対して数量制限を導入することは 24 条によって許容されている、というトルコの抗弁は受け入れられない。」(9. 192)

6. 無効化及び侵害の欠如

トルコは、仮にパネルが同国の措置はガットと繊維協定の両方又はいずれかに違反すると結論したとしても、インドからトルコへの繊維製品の輸入はトルコ・E C関税同盟の発効後増えたので、いずれにしてもインドの請求は退けられるべきである、と主張した。トルコによれば、インドは WTO 協定上の利益の無効化又は侵害を何ら受けていない。しかし「問題は、インドからの輸入に対する WTO 違反の数量制限がなかったならば、輸出は違ったものとなっていたかということである。結局、紛争解決了解 3 条 8 項の推定は覆しうるものだとしても、トルコは……推定を覆すに足る情報を提供しなかった。」(9. 204)

7. 結論

「トルコが 19 種の繊維及び繊維製品に対してとった措置はガット 11 条及び 13 条の規定に反し、したがって繊維協定 2 条 4 項の規定に反する。ガット協定又は WTO 協定に適合しない輸入制限の導入はガット 24 条によって許容される、というトルコの抗弁は受け入れられない。」(10. 1)「当パネルは、紛争解決機関がトルコに対して、その措置を WTO 協定に適合させるよう要請することを勧告する。」(10. 3)

【上級委員会報告の要旨】

1. 上級委員会への申立てにおいて提起された問題

「上級委員会への申立てにおいてトルコが提起した問題は、〔トルコが 19 種のインド製繊維及び繊維製品に対して課した数量制限〕が、……1994 年のガット 24 条によって正当化されるかである。」(41)

2. 1994 年のガット 24 条

「5 項の柱書は、パネルの分析においては中心的な位置を占めていない。パネルは、そ

の代わりに主として5項(a)と8項(a)に焦点を絞ったからである。しかし当委員会は、24条5項の柱書こそが、上級委員会への申立てにおいて提起された問題を解決する鍵となる規定であると信じる。」(43)

「同柱書は、一定の条件をみたせば、24条がガットの他の規定に反する措置を正当化し、違反認定に対する抗弁として援用されうる場合があることを明らかにする」(45)

「当委員会は、8項(a)(i)が、同項に従った域内貿易の自由化に当たり関税同盟構成国に『一定の柔軟性』を与えているということについては、パネルに同意する。しかし、8項(a)(i)が認める『柔軟性』の程度は、『関税その他の制限的通商規制』が『実質上すべての〔域内貿易〕について、廃止』されるという要件によって限定されたものであることに注意を喚起する。」(48)

「当委員会は、また、8項(a)(ii)、特に『実質的に同一の』という文言が、『共通通商政策の採用』に当たり関税同盟構成国に一定程度の『柔軟性』を与える、とパネルが述べた[9.148]のも正しいと信じる。」しかし、「この『柔軟性』は限られたものである。……『同一の効果をもつ同等の通商規則』[9.151]では、『実質的に同一の』通商規則という〕基準をみたさない。24条8項(a)(ii)は、より高度の『同一性』を要求している。」(50)

「当委員会は、24条はガットの他の規定に反する措置を正当化しうると考える。ただし、関税同盟の組織に関わる事例においては、この『抗弁』は2つの条件がみたされる場合にのみ利用できる。第1に、この抗弁から利益を受けようとする国は、当該措置は24条8項(a)及び5項(a)の要件を完全にみたす関税同盟の組織に際して導入されたことを立証しなければならない。そして第2に、同国は、当該措置を導入することを認められなければ、関税同盟を組織することを妨げられることを立証しなければならない。」(58)

「本件においてパネルは、議論の便宜上、これら2つうちの第1の条件はみたされしていると仮定し、第2の条件に関心を集中させた。」(59)「関税同盟の24条との全体的適合性を評価する権限をパネルはもたない『ともいえる』、と本件パネルは述べた。」この点に関して、当委員会は、インド・数量制限事件においてわれわれは、国際収支委員会が国際収支を理由とする制限について一定の権限をもつことは認めながらも、パネルは国際収支を理由とする制限の正当性を評価する権限をもつと判断したことに注意を喚起する。いずれにしても、「トルコ・EC協定が24条の意味における『関税同盟』であるというパネルの仮定に対しては、上級委員会への申立てが行われなかった。」(60)

したがって、ここでは第2の条件がみたされたかどうかのみを検討する。「トルコがEC

と同一の数量制限をとらなかったとしても、トルコとECが24条8項(a)(i)の要件をみたすことを妨げられず、したがって関税同盟を組織することを妨げられなかったであろうという点について、当委員会はパネルに同意する。」「原産地の証明制度は、他にとりうる合理的な措置であったと思われる。」(62)

「トルコは、24条上の抗弁の利益を受けるためにみたさねばならない2つの必要条件のうちの第2の条件をみたさなかった。」「したがって、一定の条件の下で24条が許す抗弁をトルコは利用することができず、24条はトルコが当該数量制限をとることを正当化しない。」(63)

3. 結論

「パネルは8項(a)及び5項(a)に焦点を絞り、1994年のガット24条の解釈における5項柱書の重要な役割を認識しなかったことにおいて法的理由づけを誤った、と上級委員会は結論する。しかし、トルコがECと関税同盟を組織した際に19種の繊維及び繊維製品の輸入に対する数量制限——それは1994年のガット11条及び13条並びに繊維協定2条4項に反すると認定された——を採用したことを24条は許容しない、というパネルの結論は支持する。」(64)

「1994年のガット11条及び13条に反すると認定された数量制限が24条によって正当化されることはそもそもありうるかという問題については、何の判断も下していないことを指摘しておきたい。当委員会は、本件申立てにおいて問題とされた数量制限は24条によって正当化されないと認定したにすぎない。また同様に、24条の下で提起される他の多くの問題についても認定を行うものではない。」(65)

【解 説】

1. 関税同盟とWTO

(1) ガット・WTOの先例

本件は、WTOのパネル及び上級委員会が関税同盟又は自由貿易地域とWTOの関係という困難な問題に正面から取り組んだ注目すべき事例である。概して、ガット締約国やWTO加盟国は、関税同盟や自由貿易地域をガット24条の下でどう評価すべきかという問題を避けてきたといえる。その典型例として、EC（ヨーロッパ経済共同体）設立後、ガットの締約国はECのガット適合性の問題を避けてきたことが想起される。

ガットの下では、24 条が問題となった事例はいくつかあるが、採択されたパネル報告の中で関税同盟又は自由貿易地域とガット 24 条との関係に関して見解が述べられたことはない。1985 年の E C—地中海諸国産かんきつ類事件では、パネルは E C が地中海諸国と結んだ協定がガット 24 条に適合するかの判断を避けた¹。1991 年のオーストラリア—セメント・セーフガード事件では、オーストラリアがセメントに関するセーフガード措置から E C や E F T A 諸国を除外しようとして、そのような適用除外はガット 24 条によって認められると主張したが、多くの国が反対した²。1947 年のガット時代のバナナ事件では、ロメ協定と 24 条の関係が問題とされ、パネルは、E C が A C P 諸国に対して与えている特惠関税は 24 条によって正当化されないと認定したが、当該認定を含む報告書は採択されなかった³。

WTO では本件以外に、アルゼンチン履物事件でもガット 24 条が問題になった。パネルが 24 条の論点を検討したのに対して、上級委員会は、その論点は本件には関係がないとして、24 条に関するパネルの認定を覆した⁴。

(2) 本件において示された見解

本件において、パネルは、WTO 協定に適合しない数量制限を導入することは、24 条 5 項 (a) によっても 24 条 8 項 (a) (ii) によっても正当化されないと解した。これに対して、上級委員会は、24 条 5 項柱書に基づいて、一定の条件をみたせば、24 条がガットの他の規定に反する措置を正当化することを認めた。これは重要な判示事項である。ただし、上級委員会によれば、関税同盟については 2 つの条件が必要である。第 1 に、当該措置が 24 条 8 項 (a) 及び 5 項 (a) の要件を完全にみたす関税同盟の組織に際して導入されたこと。第 2 に、当該措置を導入することを認められなければ、関税同盟を組織することが妨げられること、の 2 つである。本件では、トルコは第 2 の条件をみたさなかったので、24 条の抗弁を利用できないとされた。しかし上級委員会は、その結論はあくまでも本件事実に即するものであり、ガットに反する数量制限が 24 条によって正当化されるかに関する一般的な結論でないことをわざわざ断った。

なお、上級委員会は、原産地の証明制度が他にとりうる合理的な措置であったと述べたが、それが他にとりうる合理的な措置であったかには疑問の余地がないではない。

(3) パネルと地域貿易協定委員会

WTO においては、地域貿易協定を検討するために地域貿易協定委員会が設立されている。本件でパネルは、関税同盟が WTO 協定に適合するかは「一般的には」地域貿易協定委員会の問題だと述べ、訴訟経済の原則を用いて、パネルが関税同盟の全体的 WTO 適合性を評価する権限をもつかについての判断を避けた。しかし、上級委員会は、インド・数量制限事件における自らの判断に言及し、パネルが関税同盟の WTO 適合性を評価する権限をもつことを示唆した。いずれにしても、パネルは、WTO 加盟国がとった「措置」の WTO 適合性の評価はいつでもできるとした。地域貿易協定委員会にもコンセンサス方式が妥当することを考えれば、トルコが主張したように、関税同盟の組織に関連して加盟国がとった措置の WTO 適合性を判断する権限はパネルにはないとするのは適当でないように思われる。

2. パネルと繊維・繊維製品監視機関

本件は繊維紛争なので、紛争解決了解に基づいて設置されるパネルと繊維協定の下で設置されている繊維・繊維製品監視機関 (TMB) のどちらが本件に対して管轄権をもつのかも問題となる。アメリカ・毛織シャツ・ブラウス事件では、パネルが TMB の役割とパネルの役割の違いを強調したところ、上級委員会はそれを「不必要なコメント」と一蹴したといふことがある⁵。本件パネルは、本件の問題はガット 24 条によってトルコの措置が正当化されるかだから、パネルが管轄権をもつとした。確かに、地域貿易協定に基づく WTO 加盟国の措置がガット 24 条によって正当化されるかは、繊維特有の問題ではなく、ガット 24 条の解釈の問題であるから、パネルが解決すべき問題である。しかし、パネルと TMB のどちらの権限に属する問題かが微妙な場合はあろう。本件でいえば、パネルはトルコの措置が繊維協定 2 条 4 項にいう「新たな制限」に当たるかを検討し、「新たな制限」に当たると認定したが、それがパネルの権限に専属する問題といえるかは問題である。

3. 関税同盟の法人格

パネルが、常設国際司法裁判所の判例を引き合いに出して、関税同盟の法人格を検討したことは、興味深い。パネルは、トルコ・EC 関税同盟が立法機関をもたないことなどを指摘して、同関税同盟は構成国と別の法人格はもたないと結論した。

4. 第三国が関係する紛争の取扱い

(1) 国際司法裁判所による第三国の取扱い

国際司法裁判所は、第三国が影響を受けるというだけでは、付託事件に対する国際司法裁判所の管轄権を否定していない（1984 年ニカラグア事件、及び 1992 年ナウル事件）。本件パネルはこれらの判例を引用し、それを「国際慣行」と呼んだ。そして、バナナ事件において、ロメ協定の締約国が当事国になっていないにもかかわらず、WTO のパネル及び上級委員会は、E C がロメ協定に従ってとった措置の WTO 協定適合性を判断したことに言及した。その他、ガット時代の例だが、日本がアメリカと結んだ半導体協定に従ってとった措置について E C から訴えられた半導体事件をあげることもできた⁶。これらの事件で関係国は第三国として参加し、特にバナナ事件では関係国は第三国に通常認められる権利以上のものを特別に認められたのに対して、本件で E C は第三国として参加すること自体を拒否した。

国際司法裁判所は、1954 年貨幣用金事件及び 1995 年東ティモール事件においては、第三国の利益がまさに裁判の請求主題をなすときは、当該第三国の同意なしには裁判所はその請求につき決定を下すことはできないとして、管轄権を行使することを拒否した。これに対して、パネルは、WTO には「不可欠の当事者」の概念はないと指摘した。さらに付け加えて、パネルは、トルコの措置の WTO 協定適合性を判断するというパネルの付託事項、及びトルコ・E C 関税同盟それ自体の WTO 適合性は判断しないというパネルの決定にかんがみて、E C は本紛争における「不可欠の当事者」ではないと述べた。WTO では、WTO 協定それ自体によってすべての加盟国に強制管轄権が設定されているので、第三国の同意なしには第三国の問題を取り上げられない国際司法裁判所の場合とやや事情が異なり、その意味でも、国際司法裁判所の論理は WTO には当てはまりにくいことが指摘できよう。

(2) 紛争解決手続の見直し

E C は、インドがトルコのみを訴えたことを遺憾として、1998 年から行われた紛争解決了解の見直しの作業の中で、第三国が被申立国として手続に参加することができるようにすべきだと主張した。WTO の紛争処理手続においては第三国は、手続に参加したとしても当事国の 1 つとして参加するわけではなく、第三国に与えられる手続上の権利は限られている。1999 年 11 月にシアトルで開かれた WTO 閣僚会議に向けてまとめられた紛争解決了解の改革案（未採択）⁷は、第三国が被申立国として参加することは認めていないが、第三

国の手続的権利を強化した。

5. パネル報告の拘束力

なおパネルは、本件パネル報告が当事国でないECを拘束するものではないことを強調するために、「パネル及び上級委員会の報告は当事国のみに対して拘束力をもつ」ことを再確認した(9.11)。これは日本・酒税事件における上級委員会の見解⁸を繰り返したものにすぎず、それ自体は目新しいものではない。しかし、それは裏を返せば、パネル及び上級委員会の報告は当事国を拘束するということを意味するわけで、それをはっきり認めたことは重要である。採択されたパネルや上級委員会の報告も勧告にすぎず、当事国に対してさえ法的拘束力はない、と考える向きが今もないわけではないからである⁹。

【注】

¹ L/5776 (未採択)。

² GATT Activities 1991, at 74. 本件は、日本が理事会で提起した事例で、パネル案件ではない。

³ DS38/R, 34 I.L.M. 177 (1995).

⁴ Argentina - Safeguard Measures on Imports of Footwear: Report of the Panel, paras.9.93-8.102, WT/DS121/R (adopted 12 January 2000). Argentina - Safeguard Measures on Imports of Footwear: Report of the Appellate Body, para.110, WT/DS121/AB/R (adopted 12 January 2000). 本件につき詳しくは、本報告書中の川合報告 167 頁以下参照。

⁵ U.S.A. - Measure Affecting Imports of Woven Wool Shirts and Blouses from India, paras.7.18-7.21, WT/DS33/R (adopted 27 May 1997). U.S.A. - Measure Affecting Imports of Woven Wool Shirts and Blouses from India 17, WT/DS33/AB/R (adopted 27 May 1997). 荒木一郎「WTO 紛争処理パネルにおける挙証責任論」『米国毛織シャツ・ブラウス事件』時の法令 1565 号(1999) 67 頁参照。

⁶ GATT BISD 35S/116.

⁷ WT/MIN(99)/8 (22 November 1999).

⁸ Japan - Taxes on Alcoholic Beverages 13, WT/DS8, 10, 11/AB/R (adopted 1 November 1996).

⁹ パネル報告の法的拘束力につき、拙著『WTO の紛争処理』(三省堂、1995 年) 135-38 頁、John H. Jackson, *The Legal Meaning of a GATT Dispute Settlement Report: Some Reflections*, in TOWARDS MORE EFFECTIVE SUPERVISION BY INTERNATIONAL ORGANIZATIONS: ESSAYS IN HONOUR OF HENRY G. SCHERMERS, VOL. 1, at 149 (N. Blokker & S. Muller eds. 1994) 参照。

(岩沢雄司)